

## 【文部科学省】

- ①学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～Ver.5 12月3日改訂
- ②小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面で新型コロナウイルス感染症対策の徹底について 12月10日通知
- ③小学校、中学校、高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について 令和3年1月5日通知
- ④新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について 令和3年1月8日通知

## 【東京都教育委員会】

- ①感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 9月14日改訂
- ②年末年始における新型コロナウイルス感染症対策について 12月14日通知
- ③新型コロナウイルス感染症対策の徹底について 令和3年1月4日通知
- ④緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について 令和3年1月7日通知

## 【調布市教育委員会】

- ①調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）「教育活動編」感染症対策を講じた教育活動について 12月15日通知
- ②調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） 12月24日改訂・令和3年1月20日改訂（文言修正等）
- ③緊急事態宣言期間中における調布市立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について 令和3年1月7日通知

### <ガイドラインの主な変更点>

- ・「歌唱」の学習を行う場合の対応を明記（文部科学省12月10日通知を反映）
- ・冬季における換気の留意点を明記（文部科学省マニュアルを反映）
- ・感染者が判明した場合の対応フローチャートを転載（文部科学省マニュアルから転載）
- ・市HPでの公表は学級閉鎖等を行う場合のみに限定

- ・濃厚接触の取り扱いに関する文言修正  
整合が図られていない部分を一部削除
- ・簡易給食の提供の表題変更  
「爆発的な感染拡大時」⇒「分散登校時」  
ほか

### <③令和3年1月7日通知を踏まえた対応のポイント> ～～保健衛生編を中心に～～

#### 1 健康管理・衛生管理等

- ・児童・生徒の指導  
基本的な感染症予防策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）、毎朝検温、健康観察
- ・教職員の健康管理  
基本的な感染症予防策の徹底（昼食・給食や休憩時間も）、体調不良時は無理せず休養
- ・冬季における換気の留意点  
可能な限り常時換気（難しい場合は30分に1回以上窓を全開）、換気時の防寒具の着用可
- ・給食提供  
通常の給食提供を継続、手洗い・マスク着用を徹底、喫食中は向かい合わず会話を自粛
- ・保護者会  
オンラインによる実施を検討（新入生保護者会 小学校：就学通知書発送に併せて中止等の場合がある旨を通知、中学校：全校中止の旨メール配信）

#### 2 感染者が判明した場合等の対応について

学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は教育活動を継続（感染拡大時も学級閉鎖を基本に対応検討）※詳細は次ページ

## 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

### 【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

### 【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

### 【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。  
学校及び設置者は、上記調査に協力。

### 【設置者が臨時休業の可否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の可否を検討。

右以外の場合

### ・学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
- ・濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

※文部科学省のマニュアルから抜粋

## 1 家庭からの連絡時に確認する内容例

Who：だれが 児童・生徒？ 教職員？ 同居の家族？  
When：いつ 陽性判明日は？ PCR検査を受けた日は？  
経過観察期間は？  
Where：どこで 検査は医療機関or保健所？ 入院or自宅待機？

## 2 学校内で確認する内容例

When：いつ 児童・生徒や教職員の最終登校日・勤務日は？  
What：何を 登校中の授業等は？ 学校外の活動は？  
How：どのように マスク着用は？ 飲食は？ 誰かと接触した？  
他の児童・生徒や教職員の欠席等の状況は？

## 【参考】市内新型コロナウイルス感染症患者数

1月18日(1月17日時点) 累計931人

### ○年代別（週報から抜粋）

日付	合計	うち10歳未満	うち10代
12/28-1/3	77人	1人	1人
1/4-1/10	133人	3人	5人
1/11-1/17	137人	2人	3人

### ○接触歴等（週報3週分\_12/28-1/17）

合計	濃厚接触者あり	海外渡航歴あり	接触・渡航歴なし
347人	132人	0人	215人

## 保護者等への周知・市民への公表

### ○保護者等への周知

児童・生徒の感染が判明した場合や臨時休業を実施する場合は、保護者に学校安全安心メールで状況や学校の対応を周知

### ○市民への公表

学級閉鎖等を実施する場合は、市ホームページで状況や学校の対応などを公表

### ○教職員の感染が判明した場合の対応

市・東京都の対応に準じた取り扱い（メール・市ホームページ）

※市ホームページの掲載内容等は、感染者に対する偏見や差別が発生しないよう、プライバシーの確保を最優先し、原則として、学校名・学年・性別・氏名は非公開